



食・農・くらしのそばに

JAあいち海部 限定

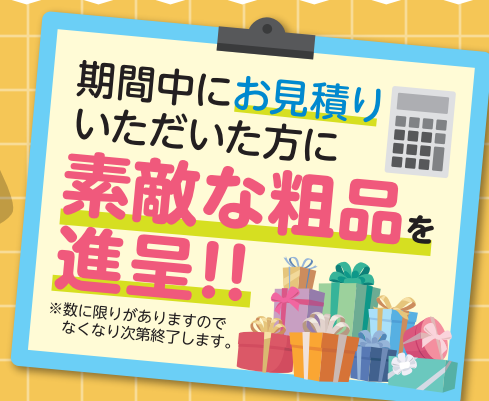
お取扱い期間

令和
7年

10月1日(水)

令和
8年

1月30日(金)



なんと給付率※

116.8%

9期連続受賞!!

JAのこども共済
「学資応援隊」

ママリロコミ大賞

2025 学資保険部門
受賞

JAのこども共済「学資応援隊」が
ママリロコミ大賞2025受賞
9年連続 選ばれました!

JAのこども共済
学資応援隊

全期前納(一括)で
共済掛金総額
1,710,969円

お払い込みいただくと...

ご契約例 (令和7年4月現在)

こども共済(大学プラン・基本型)

- 出産予定日より140日以内の加入
- 主契約共済金額: 200万円
- 共済期間: 22歳満期
- 学資金支払開始年齢: 18歳
- 共済掛金払込終了年齢: 12歳
- 共済掛金: 全期前納
- 共済掛金払込免除不担保特約あり

高い貯蓄性と万一保障で教育資金作りをしっかりサポート!

なんと! 給付総額/

2,000,000円

が受け取れます!

Point 01

JAのこども共済には、
高い貯蓄性と保障が
バランスよく備わっています

Point 02

共済掛金は、
新一般生命保険控除の
対象となります。※

※ 令和7年1月末時点の法令等に基づき記載しています。所得控除には一定の要件があります。

お子さま・
お孫さまの将来
のために
考えてみませんか?

※給付率は、ご契約者・お孫・お子さまの契約日の年齢、学資金支払開始年齢など契約内容によって異なります。【給付率＝給付総額÷払込共済掛金総額】

ご契約の際は、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

JAあいち海部HPは
こちらから
ご確認いただけます!



食・農・くらしのそばに

JAあいち海部

詳しくは、各支店窓口ならびに
ライフアドバイザーまで

津島支店: (0567) 26-2155
永和支店: (0567) 31-0011
佐屋支店: (0567) 28-2353
立田支店: (0567) 28-2377
八開支店: (0567) 37-0311
佐織支店: (0567) 28-7255

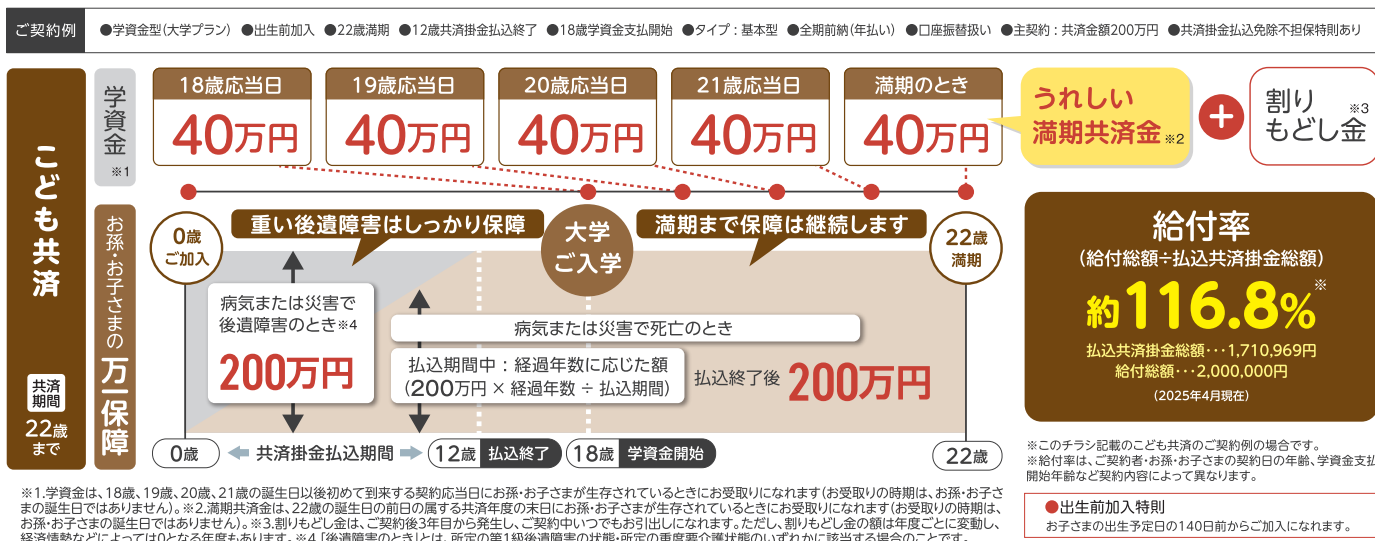
鍋田支店: (0567) 68-8121
弥富支店: (0567) 67-1131
市江支店: (0567) 31-1121
蟹江支店: (0567) 95-3154
十四山支店: (0567) 52-2116
飛島支店: (0567) 52-1235

神守支店: (0567) 24-2121
七宝支店: (052) 444-2621
美和支店: (052) 444-1721
甚目寺支店: (052) 444-0046
大治支店: (052) 444-2521

こども共済



【学資金と満期共済金のお受取りイメージ】



こんなプランも / お父さん・お母さん 向けプラン

年払い 22歳満期プラン

ご契約例

- 学資金タイプ ●基本型 ●12歳払込終了
- 18歳支払開始 ●22歳満期
- 契約者: 男性30歳 ●口座振替扱い

お子さまのご加入年齢	給付総額	年払い	払込共済掛金総額	給付率※
出生前加入	200万円	132,460円	1,721,980円	約116.1%
0歳		144,148円	1,729,776円	約115.6%
1歳		157,968円	1,737,648円	約115.0%
2歳		174,572円	1,745,720円	約114.5%

万一のときの払込免除保障あり

ご契約者にもしものことがあった場合、その後の共済掛金はいただきません。
※共済掛金払込免除不担保特則を付加する場合を除きます。

こんなプランも / おじいちゃん・おばあちゃん 向けプラン

年払い 22歳満期プラン

ご契約例

- 学資金タイプ ●基本型 ●12歳払込終了
- 18歳支払開始 ●22歳満期 ●契約者: 全年齢
- 共済掛金払込免除不担保特則あり ●口座振替扱い

お孫さまのご加入年齢	給付総額	年払い	払込共済掛金総額	給付率※
出生前加入	200万円	131,692円	1,711,996円	約116.8%
0歳		143,394円	1,720,728円	約116.2%
1歳		157,230円	1,729,530円	約115.6%
2歳		173,848円	1,738,480円	約115.0%

※給付率=給付総額÷払込共済掛金総額
※給付率は、ご契約者・お孫・お子さまの契約日の年齢、学資金支払開始年齢など契約内容によって異なります。
※給付率は、上記契約例で口座振替扱いの場合です。
※学資金、満期共済金のお受取りの時期は、お孫・お子さまの誕生日ではありません。
(令和7年4月現在)

出生前加入特則について

出生前でも
ご加入
いただけます!

お子さまの出生予定日の140日前から、ご加入になります。なお、お子さまのご誕生前に、ご契約者が死亡、所定の第1級後遺障害の状態、所定の重度要介護状態または災害による所定の第2級～第4級の後遺障害の状態にいられたときは、共済掛金のお払込みを免除します(共済掛金払込免除不担保特則を付加する場合を除きます)。また、養育年金特則付契約の場合は、被共済者の確定後に養育年金をお受取りになります(共済掛金払込免除不担保特則を付加した契約については、養育年金特則を付加することはできません)。



被共済者の確定

出生前加入特則付契約の被共済者となられるお子さまが、出生日から14日を経過された日(15日目)に生存されていることにより被共済者となります(被共済者の確定)。被共済者が確定された日から被共済者の保障が開始されます。



簡単なアンケートに答えるだけで

豪華賞品が
当たるチャンス!



応募はこちら▶